

第1回 世田谷区子ども・子育て部会

次 第

日時：平成25年7月18日（木）18：30～

場所：世田谷区役所第1庁舎5階庁議室

議事

- (1) 委員紹介
- (2) 部会長、副部会長の承認
- (3) 子ども・子育て部会の運営について
(設置の趣旨、役割、スケジュール等)
- (4) 子ども・子育て支援新制度、子ども・子育て支援事業計画について
- (5) 世田谷区の現況・施策について
- (6) 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について

資 料

1. 世田谷区子ども・子育て部会委員名簿
2. 世田谷区子ども・子育て部会設置要綱
3. 子ども・子育て部会の運営について
4. 子ども・子育て支援事業計画について
5. 今後のスケジュール
6. 世田谷区の現況について
7. 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査票案（就学前児童・就学児童）
8. (参考) 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査票（国の示す雛形）

【冊子・パンフレット等資料】

- ・ おしえて！子ども・子育て新制度
- ・ 世田谷区子ども計画後期計画（本編、資料編、概要版）
- ・ せたがや子育て応援ブック

世田谷区子ども・子育て部会 委員名簿

学識経験者

No.	氏名	所属
1	和田 敏明 ワダ トシアキ	ルーテル学院大学大学院教授 (世田谷区地域保健福祉審議会副会長)
2	森田 明美 モリタ アケミ	東洋大学教授
3	天野 珠路 アマノ タマシ	日本女子体育大学准教授
4	池本 美香 イケモト ミカ	(株)日本総合研究所 主任研究員
5	猪熊 弘子 イノクマ ヒロコ	幼児期教育・保育ジャーナリスト 東京都市大学客員准教授
6	太田 光洋 オオタ ミツヒロ	和洋女子大学教授
7	加藤 悦雄 カトウ エツオ	大妻女子大学准教授
8	相馬 直子 ソウマ ナオコ	横浜国立大学大学院准教授

区民・事業者・団体等

No.	氏名	所属
1	普光院 亜紀 フコウイン アキ	保育園を考える親の会
2	松田 妙子 マツダ タエコ	NPO法人せたがや子育てネット
3	横矢 真理 ヨコヤ マリ	NPO法人子どもの危険回避研究所
4	正岡 里鶴子 マサオカ リツコ	世田谷区民間保育園連盟 成育しせい保育園 園長
5	平林 喜美子 ヒラバヤシ キミコ	東京都認証保育所協会世田谷地区 ベビールーム下北沢 園長
6	秋元 智子 アキモト トモコ	世田谷区保育室連絡協議会 保育室SUKUSUKU 施設長
7	五島 満 ゴシマ ミツル	世田谷区私立幼稚園協会 副理事長
8	坂本 雅予 サカモト マサヨ	世田谷区私立幼稚園PTA連合会 会長
9	萩谷 綾子 ハギヤ アヤコ	世田谷区立幼稚園PTA連絡協議会 会長
10	谷合 路子 タニアイ ミチコ	公募委員
11	中山 瑞穂 ナカヤマ ミズホ	公募委員

世田谷区子ども・子育て部会設置要綱

25世計調第79号

平成25年5月27日

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項3号に規定する事務を処理するため、世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月世田谷区条例第7号）第19条第5項の規定に基づき、同条第1項の世田谷区地域保健福祉審議会（以下「審議会」という。）に世田谷区子ども・子育て部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の案について意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援事業計画に係る事項のうち、審議会の会長（以下「会長」という。）が必要と認めること。

(委員)

第3条 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者等 8名以内
- (2) 区民等 12名以内
- (3) 前2号に掲げる者のほか、部会長が必要と認めるもの 若干名

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 3 副部会長は、部会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、保健福祉部計画調整課及び子ども部子ども育成推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長と協議し定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月24日から施行する。

子ども・子育て部会の運営について

1. 世田谷区子ども・子育て部会の設置の趣旨

平成24年8月に公布された子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が区市町村に義務付けられた。

この「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、子育て当事者の意見を聴くことが求められており、地方版子ども・子育て会議に相当する組織として、世田谷区地域保健福祉審議会に世田谷区子ども・子育て部会を設置する。（裏面参照）

委員は児童福祉及び幼児教育の分野における学識経験者、保育施設や幼児教育施設等の事業者及び利用者、子ども・子育て支援サービスの事業団体等の子育て当事者で構成する。

2. 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画には、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み、同提供体制の確保の内容と実施時期などを記載することとなっている。

詳細は資料4のとおり

3. 世田谷区子ども・子育て部会の役割

- ・ニーズ調査の集計結果等を用いて算出する、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込みに関して、意見を述べること。
- ・幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容と実施時期に関して意見を述べること。

4. 世田谷区子ども・子育て部会の傍聴について

資料3-1 世田谷区地域保健福祉審議会運営要領第2条のとおり

5. 世田谷区子ども・子育て部会の議事録について

資料3-1 世田谷区地域保健福祉審議会運営要領第3条のとおり

なお、作成した議事録については、区HPで公開する。

部会開催後、議事録案を各委員に送付し校正を依頼し、校正後の議事録を公開する。

【部会の位置づけ】

世田谷区地域保健福祉審議会

区の地域保健福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査・審議するための区長の附属機関

（世田谷区地域保健福祉推進条例第 19 条）

【部会】

審議会に、障害者、高齢者等に関する事項その他の専門的事項を調査審議するためまたは調査審議を効率的に行うため、部会を置くことができる。

（世田谷区地域保健福祉推進条例第 19 条第 5 項）

子ども・子育て部会

子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた調査・審議を行う部会

障害者施策推進協議会

障害者施策に係る専門的事項の調査・審議を行う部会

高齢者福祉・介護保険部会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた調査・審議を行う部会

世田谷区地域保健福祉審議会運営要領

平成10年9月11日

(審 議 会 決 定)

(趣 旨)

第1条 この要領は世田谷区地域保健福祉審議会運営要綱第3条の規定に基づき世田谷区地域保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(傍 聴)

第2条 審議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、世田谷区地域保健福祉審議会傍聴人名簿（第1号様式）に所要事項を記入し、係員の指示に従い、入場し、着席しなければならない。

2 会長及び部会長は、傍聴につき傍聴人の数その他必要な条件を付することができる。

3 傍聴人は、傍聴するときは、静粛を旨とし、発言したり、その他議事の妨害となるような行為をしてはならない。

4 会長及び部会長は、審議事項の取扱い上必要があるとき、その他審議会の運営上必要があるときは、傍聴人を退場させることができる

(議事録)

第3条 会長及び部会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 審議会及び部会の開催日時及び場所

(2) 出席した委員及び部会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過及び結果

(5) 委員及び部会員の意見要旨

(6) その他必要と認める事項

(委 員)

第4条 審議会の運営における具体的事項について必要なときは、適宜審議会の決定により定める。

附 則

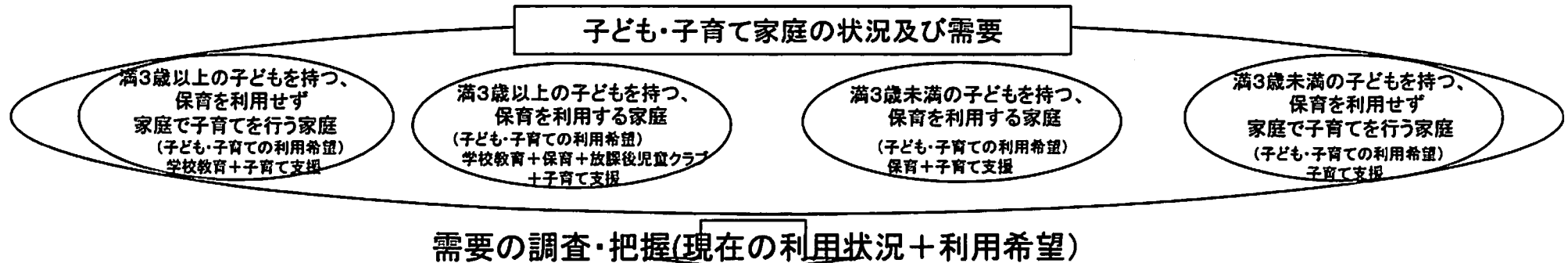
この要領は、平成10年9月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月12日から施行する。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育
事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項) →具体的な手法は資料1－4参照。

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3－5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0－2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3－5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

世田谷区子ども・子育て部会の今後のスケジュールについて

●第1回子ども・子育て部会

日時 平成25年7月18日(木) 18時30分から

場所 区役所第1庁舎5階 庁議室

主な議題予定

- ・ 子ども・子育て支援事業計画について
- ・ 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について

8月～10月 ニーズ調査の実施、集計

●第2回子ども・子育て部会

日時 平成25年10月下旬～11月中旬

場所 区役所内会議室を予定

主な議題予定

- ・ 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告
- ・ 教育・保育事業、地域子育て支援事業に係る需要量見込みの検討

11月～平成26年1月 ニーズ調査の分析
需要量見込みの検討

●第3回子ども・子育て部会

日時 平成26年2月を予定

場所 区役所内会議室を予定

主な議題予定

- ・ 教育・保育事業、地域子育て支援事業に係る需要量見込み案確定
- ・ 教育・保育事業、地域子育て支援事業に係る提供体制の確保方策
および実施時期の検討

3月 需要量見込み、東京都への報告
3月～5月 提供体制の確保方策、実施時期の検討

●第4回子ども・子育て部会

日時 平成26年6月を予定

場所 区役所内会議室を予定

主な議題予定

- ・ 提供体制の確保方策および実施時期の案確定
- ・ 子ども・子育て支援事業計画案確定

7月 子ども・子育て支援事業計画案、東京都報告